

## 宇部市健康福祉部公式Instagram運用規程

### (目的)

- 1 Instagramが持つ拡散性、即時性、滞留性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、宇部市の健康づくり・介護予防の推進に関する様々な情報を、Instagramページ機能を使って積極的かつ迅速に発信することを目的とする。

### (適用)

- 2 本規程は、宇部市ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、宇部市健康福祉部（以下「当部」という。）がInstagramを市民等への情報提供媒体として運用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (運営主体)

- 3 宇部市健康福祉部公式Instagram（以下、「本Instagram」という。）は、当部の課等が共同で運営するものとし、適切な管理のため、各課等に1人以上のアカウント管理者（以下、「管理者」という。）を置く。

### (発信内容)

- 4 管理者は、次に掲げる情報を発信する。
  - (1) 当部が実施する事業の情報
  - (2) 当部が主催・共催・後援しているイベント等の情報
  - (3) その他、健康づくり及び介護予防の推進に関する情報

### (対応時間)

- 5 管理者は、原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例（平成2年条例第15号）第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで）に投稿する。

### (意思決定)

- 6 管理者が情報を発信するときは、原則として、当該管理者が所属する課等の長の承認を受けるものとする。ただし、次に掲げるものは、Instagramの特性や情報発信の即時性を考慮し、管理者の判断により情報を発信できるものとする。
  - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
  - (2) イベント、競技会等の現況・結果等について情報発信する場合
  - (3) 法令等で定められている内容の情報を発信する場合

### (お気に入りのページ登録の禁止)

- 7 原則として、他のInstagramページをお気に入りに登録しない。ただし、庁内各課等のInstagramページやその他の公的機関、業務上関係の深いと認めるInstagramページを除く。

(他のページ・アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

- 8 原則として、他のインスタグラムページへのコメントは行わない。ただし、庁内各課等のインスタグラムページやその他の公的機関、業務上関係の深いと認めるページ又はアカウントへのコメントは、管理者の判断により行うことができる。また、本インスタグラムのページに対するコメント（意見や反応等）に対しては、原則として返信コメントをしない。

(他のインスタグラムページのシェア及び「いいね！」機能使用の禁止)

- 9 他のインスタグラムページには、原則としてシェア及び「いいね！」機能を使用しない。ただし、庁内各課のインスタグラムページやその他の公的機関、業務上関係の深いと認めるページには、アカウントへのシェア及び「いいね！」機能の使用を管理者の判断により行うことができる。

(ウェブサイトへの表示)

- 10 本インスタグラムのページへのリンク及び本規程は、市ウェブサイトに掲載するものとする。

(なりすましへの対応)

- 11 管理者は、本インスタグラムになりすましたページ又はその誤解を招くページを発見した場合は、ウェブサイト等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取り扱い)

- 12 管理者は、本インスタグラムに寄せられたコメントのうち次の各号に該当すると思われるコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除または非表示の措置を取ることができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれのある内容
- (2) なりすまし、虚偽又は詐称の内容やミスリーディングにつながる内容
- (3) 建設的な議論を妨げる内容
- (4) 第三者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容
- (5) スпам行為
- (6) 著作権、商標権など、市又は第三者の権利を侵害する内容
- (7) 政治活動、選挙活動、宗教活動
- (8) 自己の商品、店舗、会社の紹介、宣伝等の商業的行為を含む内容
- (9) 犯罪行為を目的とする内容、犯罪行為を誘発させる内容
- (10) わいせつ表現等を含む不適切な内容
- (11) 名誉、信用を傷つける内容
- (12) 他の利用者が不快と感じる内容
- (13) その他本インスタグラムの運営にあたり不適切と判断した内容

(著作権)

- 13 本インスタグラムにおいて投稿している情報（文章、写真、動画、イラストなど）の著作権は当部に

帰属する。

(遵守事項)

14 管理者は、本規程のほか、法令、ガイドラインを遵守するものとする。

(登録の解除等)

15 宇部市健康福祉部長は、法令、ガイドライン及び本規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その課等の発信を中止することができる。

(規程の変更、削除)

16 本規程は、予告なく変更する場合がある。また、本インスタグラムで情報を提供することが困難になった場合、その旨を市ウェブサイトに掲載し、アカウントを速やかに削除する。

(附則)

本規程は、令和5年10月20日から施行する。